

お知らせ

# 先進安全自動車（ASV<sup>※</sup>）に対する 税制特例が延長・拡充されます

～税制特例の対象期間が延長されるとともに、軽井沢スキーバス事故を受けたバス車両に係る所要の措置として車線逸脱警報装置が対象装置に追加されました～

衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置が搭載されたトラック、バスに対して初回新規登録（新車時に限る）時の自動車重量税及び自動車取得税の特例措置を行っておりますが、特例措置を延長するとともに、一部対象装置が追加となっております。

※ ASV・・・Advanced Safety Vehicle の略で、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車を指す。

## 対象装置

- ① 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置
- ② 車線逸脱警報装置（12トン超のバスに限る）

特例の内容	自動車重量税	自動車取得税
① 1装置装着	50%軽減	取得価額から350万円控除
① 両装置装着	75%軽減	取得価額から525万円控除
② 車線逸脱警報装置装着	25%軽減	取得価額から175万円控除

対象自動車		対象期間	
車種	車両総重量	自動車重量税	自動車取得税
① トラック	8トン超22トン以下 3.5トン超8トン以下	平成27年5月1日～ 平成30年4月30日	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日
① バス	5トン超12トン以下 5トン以下		
② バス	12トン超	平成29年4月1日～ 平成30年4月30日	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日

※ 車両総重量20トン超22トン以下のトラックについて、1装置装着の特例期間は平成28年10月31日まで  
平成28年11月1日以降は両装置装着に限り、自動車重量税：50%軽減、自動車取得税：取得価額から350万円控除  
（自動車取得税は平成30年10月31日まで）

※ 車両総重量8トン超20トン以下のトラックについて、1装置装着の特例期間は平成30年10月31日まで（自動車取得税のみ）  
平成30年11月1日以降は両装置装着に限り、自動車取得税：取得価額から350万円控除

※ 車両総重量5トン以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る

※ 牽引車（トラクタ）及び被牽引車（トレーラ）を除く

※ 対象になる自動車につきましては、各自動車メーカーへお問い合わせ下さい

☆ 対象自動車は自動車検査証の備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」、「車両安定性制御装置搭載車」及び「車線逸脱警報装置搭載車」と記載されます。

## 税制特例に関する取扱いの概要

初回新規登録のための新規検査時（予備検査含む）に衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置が搭載されていることを証明する書面が必要となります。

※初回新規登録後の書面の提出による減税措置は受けられませんのでご注意ください。

対象となる自動車がエコカー減税やバリアフリー減税の対象でもある場合は、

- 自動車重量税は軽減率の高い減税が優先（同一の軽減率の場合はエコカー減税が優先）されます。
- 自動車取得税はエコカー減税、バリアフリー減税、ASV減税のうちいずれかを申告者が選択できます。

※自動車取得税につきましては、各都道府県税窓口へお問い合わせ下さい。

なお、個々の自動車の架装内容等により、減税額が変わりますので、購入予定の各自動車販売店等にお問い合わせ下さい。

## 参考：ASV装置の概要

### 衝突被害軽減ブレーキ

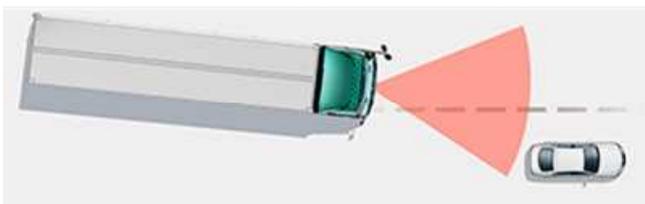
カメラやレーダーなどで前の自動車を検知して、追突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告してブレーキ操作による衝突回避を促し、さらにブレーキ操作が無くこのままでは追突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するために自動的にブレーキが作動する。



（警告灯の表示例）

### 車線逸脱警報装置

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合やはみ出した場合に、音や警告灯などでドライバーに知らせる。



（警告灯の表示例）

### 車両安定性制御装置

車両の横滑りの状況に応じて、制動力や駆動力を制御し、横滑りや転覆を防止する。

